

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

(基準額の決まり方)

$$\text{市に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} \div \text{市に住む65歳以上の方の人数}$$

$$= \text{行方市の令和6~8年度の介護保険料の基準額 67,200円(年額)}$$

◇65歳以上の方の保険料(第1号被保険者)【第9期介護保険事業計画(令和6~8年度)】

第1段階~第3段階の保険料について、低所得者負担軽減強化を実施し、料率が下げられています。

所得段階	対象者	料率	年額 (月額目安)
第1段階	市民税非課税世帯 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	0.285	19,080円 (1,590円)
第2段階		0.485	32,520円 (2,710円)
第3段階		0.685	45,960円 (3,830円)
第4段階	市民税非課税 本人が ・前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.95	63,840円 (5,320円)
第5段階 【基準額】		1.00	67,200円 (5,600円)
第6段階	市民税課税世帯 本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	84,000円 (7,000円)
第7段階		1.35	90,720円 (7,560円)
第8段階		1.50	100,800円 (8,400円)
第9段階		1.70	114,240円 (9,520円)
第10段階		1.90	127,680円 (10,640円)
第11段階		2.10	141,120円 (11,760円)
第12段階		2.30	154,560円 (12,880円)
第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	161,280円 (13,440円)

世帯 …原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・到達日現在の世帯となります。

合計所得…前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した金額。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特
金額 別控除額を適用します。さらに、第1段階から第5段階の合計所得金額には、公的年金から生じる雑所得を控
除します。

課税年金…税法上課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入をいい、課税対象とならない年金(遺族年
収入額 金、障害年金など)は含まれません。